

2024年度 滋賀県介護福祉士修学資金貸付事業募集要項

滋賀県内の介護人材育成、確保および定着を支援するため、介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金の貸付を行います。貸付は無利子です。また、養成施設を卒業後、滋賀県内の施設等において介護等の業務に5年以上従事した場合貸付金の返還が免除となります。

1. 貸付対象者

次の①～③の要件を全て満たす方

- ①養成施設に在学し、卒業後、介護福祉士として、県内※に所在する施設等で介護等の業務に従事する意思のある方。（※一部例外あり 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第3条参照）
- ②次のいずれかに該当する方で、家庭状況等から修学資金の貸付が必要と認められる方。
 - ア. 学業成績等が優秀と認められる方
 - イ. 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方
- ③他の実施主体から同様の修学資金の貸付を受けていない方

2. 貸付額

修学資金 月額 50,000 円以内
入学準備金 200,000 円以内（入学時に限り）
就職準備金 200,000 円以内（卒業時）（※1）
国家試験受験対策費用 40,000 円以内（当該卒業年度）（※2）
生活費加算 （※3）（※4）

- ※1 既に福祉施設に就労し、資格取得後も同施設で継続して就労する場合は、就職準備金の対象とはなりません。ただし、資格取得後、他の福祉施設に転職する場合には、就職準備金の貸付の対象となりますので、貸付申請書にその旨を記載してください。
- ※2 当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思がある事が貸付の条件
- ※3 生活費加算は貸付申請時に次に掲げる世帯の世帯員であることが貸付の条件です。
 - ア 高校在学時に生活保護受給世帯であって、世帯分離のうえ入学した方
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税世帯
 - ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免世帯
 - エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免世帯
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予世帯
- ※4 生活費加算金額は、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、一月あたり貸付対象者の貸付申請時における年齢および居住地に対応する区分の額を基本として、別に定める額（年齢および居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）です。

3. 貸付期間 養成施設に在学する期間（正規の修学期間）

4. 貸付利子 無利子

5. 連帯保証人

- ・連帯保証人は、本事業による貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、原則として2名の連帯保証人が必要。
- ・日本国内に居住しそれぞれ独立の生計を営む成年者であること。
- ・申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人（未成年者の親権者・後見人など）であること。

- ・個人の連帯保証人を立てることが出来ない場合、法人を連帯保証人として立てることができる。その場合は以下の要件を全て満たすものとする。
 - ①登記されている法人であること
 - ②法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行っていること
 - ③貸付決定者（借受人）と連帯して債務（延滞利子を含む）を返還する意思があること
 - ④債務を弁済する資力を有すること

6. 返還免除

次の①と②の両方を満たした場合、貸付金の返還を免除します。

- ① 養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、返還免除対象業務に従事。
- ② 県内で継続して5年以上（在職期間が通算1,825日以上かつ業務に従事した期間が900日以上）（過疎地域での従事（※5）、離島および中山間地域等での従事（※6）および中高年離職者（※7）の場合3年以上（在職期間が通算1,095日以上かつ業務に従事した期間が540日以上））介護等の業務に常時従事（常時従事しない場合であって月15日以上に従事日数がある場合を含む。）した場合。
 - ※5 従事先の住所地：長浜市「旧余呉町、旧木之本町、旧虎姫町、旧西浅井町」、高島市「旧朽木村」、東近江市「旧永源寺町、旧愛東町」、甲良町
 - ※6 離島および中山間地域等：具体的な詳細の免除地域は下記 10. 問合せ先まで個別にお問い合わせください
 - ※7 入学時に45歳以上の方で離職して2年以内の場合

7. 申請に必要な書類

- (1) 介護福祉士修学資金貸付申請書
- (2) 同意書（借受人、法定代理人、連帯保証人の署名捺印）
- (3) 在学する養成施設等の長の推薦書
- (4) 住民票記載事項証明書（申請日より前3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ※申請者が外国人留学生の方は、在留資格・期間・期間満了日の記載がある「住民票」を提出してください。
- (5) 申請者と生計を一にし、かつその生計を主として維持している者の前年の所得を証明する書類
 - ※申請者が成年者の場合は、上記に加え、申請者の前年の所得を証明する書類
- (6) 中高年離職者の場合は、「雇用保険被保険者離職証明書」もしくは「離職した会社等の離職証明書」のいずれか1つ
- (7) 他の奨学金等の借入がある場合は、借入状況が確認できる書類
- (8) 国家試験受験対策費用加算を申請する方は、介護福祉士国家試験受験誓約書
- (9) 生活費加算を申請する場合は、その条件を証明する書類
- (10) 法人が連帯保証人となる場合は以下の書類
 - ①法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ②法人代表の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ③法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことが分かる記録（評議員会や取締役会の議事録等で、原本証明のあるもの）
 - ④法人の直近の納税証明書（その1またはその3の3）（発行後3か月以内のもの）
- (11) その他、滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類。

8. 申請方法

在学している養成施設を経由して申請すること。

※養成施設から本会への申請書類提出の締切は2024年6月14日（金）とします。

9. その他

- (1) 貸付の定員は2024年度予算の範囲内とし、審査のうえ貸付の可否を決定します。決定の通知は養成施設を通して申請者に送付いたします。
- (2) 養成施設への修学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。

【例】 高等教育の修学支援新制度における授業料等減免、給付型奨学金の適用を受ける者

	修学資金	入学準備金	就職準備金	国家試験受験対策費用	生活費加算
授業料等減免	減免後の授業料の自己負担額内で可	減免後の入学金の自己負担額内で可			
給付型奨学金			併用可	併用可	併用不可

生活福祉資金の修学に関する資金を借用中の者

母子、父子寡婦福祉資金の修学に関する資金を借用中の者

市町等自治体が独自で実施している修学に関する資金を借用中の者

また、日本学生支援機構、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他養成施設等の奨学金等を活用している方は、県社協が真に必要と認める場合、この貸付を活用することができますので、申請希望の場合はお問い合わせください。

10. 問合せ先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学等資金担当

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL : 077-567-3950 FAX : 077-566-3611

滋賀県かいご・ふくしのシゴト Web https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/kaigo_syugaku